

NPOなど新たな事業・雇用の担い手に関する研究会の中間論点整理の概要

背景

【資料8-1】

- 「『日本再興戦略』改定2014」において、「NPOによる起業への支援を強化」する旨が盛り込まれ、地域社会において特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」）が注目されている。
- 本研究会において、中小企業政策におけるNPO法人の位置づけを検討していくための論点整理を行った。

現状のNPO法人の位置づけ

中小企業者と連携して事業を行うNPO法人や、中小企業を支援するNPO法人等を中小企業政策の対象と位置付け。

中小企業と同等とみなせる事業型NPO法人の特徴

- ・ 特定非営利活動で継続した収益事業（課税事業かつ自主事業）を行っていること、
- ・ 上記の収益事業からの収益により雇用を創出していること、
- ・ 多様な主体と連携し、地域の課題解決や活性化に繋がる活動を行っていること、
- ・ 市場の競争において有利となる税制上の恩典を有していないこと、

⇒今後これをベースにさらに検討を深化することが重要。

※ なお、中小企業としての主体性についても検討が必要であり、その際、従業員基準の方が比較的同等のレベルでの整理が可能ではないか、主たる特定非営利活動として財・サービスの提供により対価を得ている事業で判断することが可能ではないかとの点を中心にさらに検討。

中小企業と同等とみなせる事業型NPO法人に対し、以下の支援を検討

(1) 資金面

- 融資・支援を行うための評価基準等の検討
- 信用保証制度の適用の検討
- クラウドファンディングなど新たな資金調達手法の検討 等

(2) 人材面

- 創業補助金の対象拡大の検討
- インターンシップや人材バンクの活用 of 検討
- プロボノ、大企業との連携の促す仕組みの検討 等

(3) 支援面

- 商工会・会議所等、中小企業支援機関による支援の検討
- マル経融資など支援と資金のワンストップサービスを行うことの検討
- 中小企業支援機関に対するNPO法人支援に係るスキル・ノウハウの習得支援の検討 等

(4) 組織面

- 創業支援における、法人形態、営利・非営利についての周知のあり方等の検討